

## 財務会計とアームズレンゲス取引[再論] : 理論面 での考察

その他のタイトル	Financial Accounting and the Arm's length Transaction : Revisited
著者	川端 康之
雑誌名	関西大学商学論集
巻	37
号	3-4
ページ	461-489
発行年	1992-10-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00019825">http://hdl.handle.net/10112/00019825</a>

# 財務会計とアームズレングス取引〔再論〕

——理論面での考察——

川 端 康 之

はじめに

支配従属関係にある当事者間で行われた取引を財務会計上如何に扱うかという問題については、米国で **FASB** が公表した基準と学説について既に検討したが<sup>1)</sup>、そこで残された問題点は、現在米国や我が国で要求される取引情報の開示について理論的にみてどのような問題が存するかという点であった。前稿以来、我が国においても関連当事者間取引の開示が要求されるようになり、制度面では米国の状況に接近した<sup>2)</sup>。しかし、我が国での議論は、

- 
- 1) SFAS 57号とペイトン理論については検討した。参照、川端康之「財務会計とアームズレングス取引」千里山商学31号83頁(1989)、川端康之「アームズレングスの周辺問題——財務会計とマイクロ経済からの展望」民商法雑誌101巻6号68頁(1990)。
  - 2) 我が国においては、1990年6月28日の日米構造協議最終報告によって米国側からの系列問題に係るディスクロージャーの改善措置要求に沿うかたちで、1990年2月の「企業内容等の開示に関する省令の一部改正」(令第41号)によって法令上の根拠が与えられ、大蔵省証券局長通達「関連当事者との取引の開示に関する取扱通達について」(蔵証第2317号)(1990年12月25日)が公表された。また、日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会監査第一委員会「関連当事者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン(監査第一委員会研究報告第4号)」を公表している。これらは、1991年4月1日以後開始する事業年度から適用され、有価証券報告書等において開示されるものとされている。我が国制度については、酒井繁「関連当事者との取引に係る情報の開示——日本公認会計士協会ガイドラインについての解説(上・下)」旬刊商事法務第1253号7頁、1255号28頁(1991)、松浦宏『関連当事

その導入の事情と相まって、このような取引の開示が理論面でどのような問題点を抱えているかということよりも、運用上の実務的な疑問に答えようとする程度で、理論にとっては決して満足の行くようなものではない。そこで、本稿においては、前稿が積み残した問題点を整理し、今後我が国で検討すべき問題点を素描することとしたい。

## I 取引当事者と支配従属関係

報告実体と関係を有する実体 (**related entity**) が存在する場合、両実体間で行われる経済活動によって両実体の会計は二つの側面で影響を受ける。

第一に、関連当事者の存在自体の問題として、実体概念——経済活動が認識されるべき単位——が問題とされる。関連当事者を前提とした場合、会計報告が会計目的上意味のあるものといえない場合もある。従って、関連当事者の経済活動を会計目的上適切に画するには、会計実体 (**accounting entity**) という問題から接近する。

第二に、企業実体の公準に関連する、独立実体の仮定 (**separate-entity assumption**) である。

---

者との取引に係る情報の開示に関するガイドライン』の概要」企業会計43巻9号1272頁(1991)、松本傳「関連当事者との取引に係る情報の開示——省令・通達・ガイドラインを踏まえて」JICPA ジャーナル3巻9号13頁(1991)、酒井繁他「関連当事者との取引の開示に関する Q&A」JICPA ジャーナル4巻4号27頁(1992)、他参照。岩崎雅樹「関連当事者との取引に係る情報の開示——開示制度の日米比較」JICPA ジャーナル3巻9号24頁(1991)、28頁は、日米比較を行う上で、利害関係者との取引の開示についての米国の歴史的背景を念頭におかなければならない点や、米国においては利害関係者との取引そのものの認識や測定についても長年議論が行われ、その実務もかなり定着している点を指摘しているが、この指摘は、本稿における問題意識とかなり近いといってよいであろう。我が国においてはまれに見る指摘であるだけに、その点極めて興味深い。しかし、残念にも、米国の理論と制度の包括的分析は、いまのところ存しない。なお、本稿では日米制度比較は行わない。

## 1. 会計実体

問題は、如何なる経済活動が「会計実体 (accounting entity)」を構成すると考えられるのかということである。つまり会計実体とは何か。この点について APB 意見書 4号「企業の財務報告書における基礎概念及び会計原則」<sup>3)</sup> は、「会計情報は実体に関係する。それは、範囲を画された利害 (circumscribed areas of interest) である」<sup>4)</sup> という。スキナーによれば、「会計実体の選択は、利害の範囲を画し、かつ、いわば、この分野における人為的人格、所有資産、負債、収益の収受及び費用の支払いを想定する。この概念は、人為的人格としての株式会社という法概念に類似しているが、それと同一のものではなく、またそれによって左右されるわけでもない。会計実体は、経済活動を行なう認識可能な単位・まとまり (recognizable unit or body) でなければならない。と同時に、それは、所有又は支配による繋りによって結び付けられた、一つのグループとしての会社集団である場合もあり、遂行する活動によって区別された、法人化されていない企業である場合もある」<sup>5)</sup>

ここで指摘された、「範囲を画された利害」、「認証可能な単位・まとまり」とは、会計情報が焦点を合わせるべき経済活動は他の経済活動から区別することが可能であるべきだ、ということの意味する。しかし、関連当事者の場合には、人格を基準とすれば、会計実体を決定するためのこのような区別は行ない得なくなる。会計実体の定義付けが、法的実体の存在によって影響を受けることは否定し得ない。蓋し、多くの場合、財務報告書の利用者の利害を決定するのは法的実体 (法人) であり、そのような法人が法律上、財

---

3) APB Statement No. 4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statement of Business Enterprises (Oct. 1970).

4) *Id.* para. 116.

5) SKINNER, R. M., ACCOUNTING PRINCIPLES: A CANADAN VIEWPOINT 371-372 (1972). See also, MEIGS, W. B., *et al*, ACCOUNTING-THE BASIS FOR BUSINESS DECISIONS 404. (4th. ed. 1977)

務報告の義務を負わされているからである<sup>6)</sup>。

財務報告書はすべての目的を満たす機能を有しているわけではない。従って、財務報告の利用者はある会計実体が他のそれからどの程度区別されているか否かについて認識すべきであって、会計専門家はそのような認識を助けるよう会計情報を利用者に対して開示すべきである、ということになる。そのような作業を経ることによって、利用者は当該報告書の限界を認識することができるのであり、期間比較や会社間比較といった、基本的目的と整合性を持つことになると考えられるのである。この点から、関連当事者に関する情報を開示すべきである、という結論が導き出される<sup>7)</sup>。

## 2. 独立実体の仮定

関連当事者の存在は、独立実体の仮定とのかかわりでも問題となる。グラナジャー=ヒューバードは、この仮定について次のように述べている。

「財務報告の有効性の前提となる重要な問題は、独立実体の仮定 (*separate-entity assumption*) である。つまり、報告される実体は当該実体に委ねられた資源に対する独立の裁量を有し、かつ当該実体は、所有者や経営者の取引や利害とは別個に、取引や利害を有する確認可能な会計単位である、と仮定されている」<sup>8)</sup>

もっとも会計専門家は、会計実体を、このような当該実体に委ねられた資源に対する独立の裁量を有し、かつ当該実体は、所有者や経営者の取引や利害とは別個に、取引や利害を有する確認可能な会計単位に限っているわけではない、と考えてよい<sup>9)</sup> (上述の会計実体の問題参照) が、財務報告書の作

---

6) MASON, A. K., *RELATED PARTY TRANSACTIONS* 90-94 (1979).

7) *Id.* at 93-94.

8) Granger & Hubbard, *Audit Program for Related Party Transactions*, 144 J. ACCT., Sept. 1977, at 49. See also, Ashby, *Accounting for Related Party Transactions: Practical and Philosophical Problems*, 116 CA MAG., Feb. 1983, at 42.

9) MASON, *supra* note 6, at 94.

成においては、このような限定のもとで会計実体が観念されているものといえる<sup>10)</sup>。独立実体の仮定を会計における基礎的仮定の一つとして考える所説によると、次のような説明がなされているのである。いわく、

「独立実体の仮定 会計は特定の、かつ独立した企業単位又は実体にかかわっている。従って、それぞれの企業は、所有者、独立の法的・会計的評価基準を有するその他の企業からは別個独立の会計単位として考えられている。会計目的上、パートナーシップ及び個人事業は、区別が法的意味においてはなされないという事実にもかかわらず、所有者からは完全に別個独立のものとして扱われる。つまりこの仮定は、企業単位をその所有者から完全に別個独立のものとして考えているのである。」<sup>11)</sup>

独立実体の概念においては、企業実体は企業目的のために委ねられた資源をすべて所有するものとして考えられる。この資源は債権者の引当てである。また、独立実体の仮定は、企業自体の取引と当該企業の所有者の取引が別個に記録され報告されるべきだ、という考えに立つ。従って、資産、負債及び持分といった要素が企業それぞれに分離されるべきである、ということになる。財務報告書や会計記録はすべて特定の実体の観点から作成されなければならない。このような特定の実体の観点という点から、取引の会計的分析、データの蓄積分類、それをもとに成り立つ財務報告書は影響を受ける。よって、「独立実体の概念は今日の会計に対して非常に影響を与えてきた。それは、企業とその所有者の間の取引を分析するにあたって明確な区別の基礎を提示するのである。」<sup>12)</sup>

以上のことからすれば、この独立実体の仮定が妥当しないところ——つまり、ある会計実体が現実にはその所有者、経営者等から明確に独立していな

---

10) *Id.* もっとも、会計実体の独立性が欠ける場合には、連結財務報告の問題として論ずることも可能となる。See e.g., MOONITZ, M., THE ENTITY THEORY OF CONSOLIDATED STATEMENTS (1951).

11) WELSCH, G. A., et al., INTERMEDIATE ACCOUNTING 7-8 (1974).

12) *Id.*

い場合——では、財務報告書の利用者がそのことを知らされているべきだ、或いは、知らされていることが好ましい、ということになる。財務報告上の開示の問題もこのような観点から議論し得るが、実定会計基準——法律上の基準も含めて——においてもそのような問題が扱われている場合があるのである。

## II 関連当事者間取引の測定基準

取引が **arm's-length** に行なわれなかった場合の関連当事者間取引の測定基準における概念的問題は、交換公準 (**exchange postulate**) と、関連当事者間取引におけるその限界という点から分析することができよう。

### 1. 交換公準

現代の会計は、取得原価主義である。そこでは、歴史的交換取引価格とのかわり取りを個別的に考察する（いわゆる **transaction based model**）。以下では、この取得原価主義会計の枠組を前提として検討する。

歴史的にみれば、敢えていうまでもなく、会計は静態論から動態論へと展開してきた。ここに静態論を **valuation approach** と呼ぶとすれば、この **valuation approach** においては、背景として、企業主はその事業がいくばくの価値を有しているのかを問題としていたということができよう。大規模な株式会社の出現とともに、株主は、企業主とは異なり、比較的短期の利害を有するに過ぎなくなり、会計の焦点も財産計算的な静態論から企業利益の計算を主とする動態論へと変化を見た。1930年代末までに静態論は衰退し、動態論のもとで取引の分析、分類及び配分を主眼とするようになってきたのである<sup>13)</sup>。スキナーは、「静態論 (**valuation approach**) に従った会計の衰退は、客観的に検証力ある価値を入手することに伴う実際的な問題によってもっぱらもたらされたのである。動態論 (**transaction allocation approach**)

---

13) MASON, *supra* note 6, at 104.

は、主として、遂行された取引は蓋し当事者間の交渉の故に自動的に公正価値 (fair value) を示すであろう、という仮定によって、正当化された<sup>14)</sup> という。

取引における交換価額は「公正価値 (fair value)」の客観的証拠を示すものとして考えられるのであるが、一方、ムーニッツは、この交換価額の公式が成立するためには、その他のいくつかの要件が満たされていなければならないという。いわく、「第一義的記録目的上は交換価額が適切な基礎である。ここにいう交換価額とは、ある取引において与えられた対価又はなされた『犠牲 (sacrifice)』をいう。このコロラリーは市場経済において高度の有効性を有する。しかしながら、それをある特定の事例に適用可能なものにするためには、その他のある一定の条件が満たされていなければならない。例えば、(1) 二人 (又はそれ以上の) 独立した実体間でなされた **arm's length** 取引、またはこの基準に等しい証拠。(2) 交換取引に含まれる実体すべての合理的行動 (**rational conduct**)。 (3) もたらされた価額が事実写像的 (**representative**) である、という仮定を担保するに十分な、積極的市場における取引」。<sup>15)</sup>

ムーニッツは、交換価額を直ちに会計上常に有効な指標であるとは考えていない。むしろ、公正価値の指標としてはそれが交換価額であるだけでなく、さらに一定の要件を満たしていなければならない、という。ここではとりわけ第一の要件が問題となるのであるが、第二、第三の要件もかわりを持つ。独立した実体間でなされた **arm's-length** 取引であること (第一要件) と、実体の合理的行動 (第二要件)・事実写像性を担保する積極的市場における取引 (第三要件) は、実体の活動に取引当事者の関係から見た経済的合理性を要求するという点においては、共通の基礎に立脚していると考えられるからである。

---

14) SKINNER, *supra* note 5, at 130.

15) MOONITZ, M., THE BASIC POSTURATES OF ACCOUNTANTS 29 (AICPA, Accounting Research Study No. 1, 1961).

以上のことから、次の結論が導きだし得るであろう。つまり、**non-arm's-length** 取引の測定において直面する主要問題は、もっぱら、動態論における基礎的仮定が必ずしも常に成立するわけではないということから生じる。交換価額が、交換された資産の公正価値を示すもの、それ故、資源の交換を測定する最も妥当な基準であるとの仮定は、必ずしもあたらない。米国会計士協会会計手続委員会は、このような場合を想定して、**arm's-length** 価額が価格の公正性を審査する基準として用いられるべきである、とし、次のように述べた。いわく、

「夫婦間、会社とその関連会社又は子会社との間で行なわれた取引において設定された価額の合理性は 'arm's length' 基準によって審査することができる。……すべての取引が完全に独立した売主・買主間で行なわれるわけではない、ということは明らかである。取引が行なわれたということは否定し得ない。そのような取引において設定された価額又は価値等価物 (**prices or value equivalents**) が、完全に独立した当事者によって設定されることが合理的な限界内に存在する限り、現実に決定された価額又は原価 (**prices or costs**) は、両当事者の会計にとって有意かつ妥当である」。<sup>16)</sup>

## 2. 測定対象

財務会計は、もっぱら経済的資源及び負債、ならびにそれらの変化を測定する、ということにかかわっているのである。そこでは、貨幣的基準により測定可能な資源及び負債の属性に焦点があてられる。さらに、財務会計がその対象とする経済的資源及び負債の貨幣的属性とは、そのような資源又は負債の価値 (**value**) であり、とりわけ動態論においては、取引が行なわれた時点における取引の目的となった資源等の価値にかかわっている、ということには異論はないであろう。もっとも、この価値 (**value**) という概念がどのような意義を有するかについては見解が分かれ得るともいえる。従って、

---

16) A. I. A. Executive Committee, *Corporate Accountability for Assets: Cost and Value*, 81 J. Acct., May 1946, at 439, 441.

以上ではこの価値概念の意義について考察する。

合衆国においては、ここにいう価値が、もっぱら公正価値 (fair value) をいうものとして議論されている。しかし、それは、より妥当な客観的証拠が欠如する場合に限って用いられるに過ぎない。例えば、APB 意見書16号「企業結合」<sup>17)</sup> は次のようにいう。

「資産の取得に原価主義会計を適用する一般原則は、当該取引の性質に左右される。

a. 現金その他の資産を交換することによって取得された資産は、原価 (cost)、すなわち、支払われた現金額又はその他の分配された資産の公正価値によって、記録されるべきである。

b. 負債を生じることによって取得された資産は、原価、すなわち、支払われるべき金額の現在価値において、記録されるべきである。……測定基準に対する制約のために、……現金以外の対価によって取得された資産は、それらが取得されかつ『与えられた対価の公正価値又は取得された財産の公正価値のいずれかより明確な証拠となるものによって原価が決定され得る』時点における『原価 (cost)』において表示されるべきである。<sup>18)</sup>

FASB 基準書13号「リース会計」<sup>19)</sup> では、資産・負債は、公正価値を上回るべきではない<sup>20)</sup>、とする。また APB 意見書29号「非貨幣的取引の会計」<sup>21)</sup> では、非貨幣的取引において公正価値を用いるべきことをいい、さらに進んで、貨幣的取引は公正価値において記録されているものとするべきことをいう。いわく、

「一般に、貨幣的取引の会計はそこに含まれる資産 (又は役務) の公正価値に基づくべきであり、これは貨幣的取引において用いられているのと同じ

---

17) APB Opinion No. 16, Business Combinations (Aug. 1970).

18) *Id.* para. 67.

19) SFAS No. 13, Accounting for Leases (Nov. 1976).

20) *Id.* para. 10.

21) APB Opinion No. 29, Accounting for Nonmonetary Transactions (May 1973).

基準である、と当審議会は結論する」。<sup>22)</sup>

カナダでは、CICA ハンドブック 1580 章が企業結合について論じているが、1580.29 節において、パーチェース法によって結合取引を記録するにあたって公正価値を用いるべきことをいう<sup>23)</sup>。また、同ハンドブック 3065 章「リース」<sup>24)</sup>では、3065.16 節において、上述の FASB 基準書 13 号「リース会計」(10 節)と同じく公正価値を用いるべきことをいう。

スキナーは、動態論は **arm's length** な交渉によって得られた交換価額が公正価値を示しているとするが<sup>25)</sup>、彼の所説は、公正価値こそが取引を記録するにあたって用いられるべき妥当な価額である、とするに他ならない。スキナーは次のように述べている。

「バーター取引は、譲渡した資産の公正価値又は取得した資産の公正価値のいずれかのうちより信頼性をもって算定可能なものによって測定されるべきである。財産又は役務を対価として発行された株式も、同じルールによって測定されるべき」<sup>26)</sup>であり、「ある実体によって受取られた贈与 (**gifts**)、現物配当及び寄付 (**dividends and donations in kind**) は、収授され又は分配された資産の公正価値で測定されるべきである。」<sup>27)</sup>メイソンは、「これらの点は、会計思想において暗黙の前提とされ、明示されることはなかった」<sup>28)</sup>というが、上述の会計基準を参照するならば、一般に、会計における測定基準は公正価値を前提として成立している、と考えてよさそうである。

---

22) *Id.* para. 18.

23) Canadian Institute of Chartered Accountants, CICA Handbook, para. 1580.29.

24) *Id.* § 3065, Leases.

25) SKINNER, *supra* note 5, at 129-132.

26) *Id.* at 56.

27) *Id.*

28) MASON, *supra* note 6, at 106.

### 3. 測定実務の問題点

前節で検討してきたことからすると、会計目的上、取引は公正価値において記録されるべきだ、ということがいえるように思われる。ところが現実には、取引はせいぜい現実の交換価額を用いて測定されているに過ぎない。ここでの差異は、会計情報の性質に関する問題として把握することができる<sup>29)</sup>。会計情報は、財務報告書の利用者の要求に適合すべきである（この場合には、公正価値が支持される）だけでなく、それと同時に、信頼しうべきものでなければならない。信頼可能性は客観性、経済的リアリティ、検証可能性を包含する。しかし、これらはトレードオフの関係に立つ場合もある。例えば、目的適合性ある属性についての目的適合的な客観的測定基準が存在しない場合もあり、また最も客観的に測定される属性が目的適合性に欠ける場合もある<sup>30)</sup>。

今日の会計体系の枠組において取引の測定を行なう場合、公正価値が最も目的適合性を有し、かつ経済的リアリティを最も反映している、と考えられるが、一方、客観性及び検証可能性という観点から、この公正価値が交換価額に取って代わられている。ここでは交換価額が公正価値の最善の証拠を示している、ということが前提とされているのである。メイソンは、このような考え方は二つの仮定を含んでいる、という。

第一に、公正価値の最も客観的な証拠は市場価額である。

第二に、市場価額の最も客観的な証拠は、現実の取引における交換価額である<sup>31)</sup>。

前述のムーニッツの所説におけるように、交換価額が公正価値の客観的証拠を示す、という仮定が成立し得ない場合がある、彼の「もたらされた価額が事実写像的である、という仮定を担保するに十分な、積極的市場における取引」とする要件（第二要件）は、単に non-arm's-length 取引に妥

---

29) *Id.* at 109.

30) *Id.*

31) *Id.* at 110.

当するのみならず、すべての取引において妥当する。この仮定が問題とされることはないということからすると、その前提には、(取引当事者が合理的に行動するという前提をおきつつ) **arm's-length** 取引が存在する限り、交換価額が公正価値についての最も客観的な証拠を構成し、従って、会計目的上最善の測定基準であるという考え方が存在するのではないか、と思われる。

ムーニッツの第三要件もまた、すべての取引に適用し得る。私見によれば、会計専門家の多くは、彼らが記録しようとする取引に関する当事者が合理的行動を取っているか否かに関心を持っているわけではない。この点については現在の実務を見る必要もないであろう。メイソンは、この点について次のような設例を用いつつ議論している<sup>32)</sup>。例えば、いまかりに、A 社が充分取引に精通することなく、B 社との間で不当な取引を行なったとする。ここでの交換価額は市場価額(公正価値)の証拠ではないが、おそらく、当該取引を記録するのに妥当なものであると考えられたとする。しかし、本稿の立場からすれば、このような価額によって記録することは必ずしも満足すべきものではないのではないかという疑問が生じる。この例において、A 社が B 社から商品を現金 125 ドルで購入し、その時点における商品の市場価額は 100 ドルであったとすると、A 社の帳簿上は次のように処理される。

(1) 仕 入	125
現 金	125

市場価額をもとに仕訳すると、

(2) 仕 入	100
不当取引による損失 (loss due to poor deal)	25
現 金	125

---

32) *Id.* at 111.

(1), (2) いずれの仕訳例によっても, A 社の資産に対する当該取引の正味の効果は変わらない。両仕訳の差異は, 当期について25ドルを仕入 (cost of sales) としてではなく, 損失 (loss due to poor deal) として仕訳するところにある (商品が翌期に繰り越されたとする翌期についても同じ)。メイソンは, このような仕訳はさほど重大な誤りではない<sup>33)</sup>, という。

一方, arm's-length 取引が行なわれなかったために, 交換価額が市場価額を反映していない場合には, 会計専門家は関心を持つべきである。non-arm's-length 取引が市場価額と異なる交換価額で記録された場合には, 市場価額で記録しなかったことは, 上述の仕訳の場合よりも重大な結果をもたらす<sup>34)</sup>, とメイソンはいう。例えば, B 社が市場価額100ドルの商品を現金10ドルで子会社 A に販売したとする。この場合についてメイソンは次のような仕訳例をあげている<sup>35)</sup>。

#### A 社の仕訳

交換価額 (exchange price) に基づく仕訳      市場価額 (market value) に基づく仕訳

#### 第一年度

仕 入	10
現 金	10

仕 入	100
現 金	10
B 社からの 醸出金	90

(注: 第一年度期末には90ドル過小評価されてる。この金額は B 社からの醸出金と考える)

(注: B 社からの醸出金はその性質に従って処理する)

33) *Id.*

34) *Id.*

35) *Id.* at 112.

## 第二年度（商品が 150 ドルで販売されたとする）

現金	150	現金	150
売上	150	売上	150
売上原価	10	売上原価	100
仕入	10	仕入	100

（注：第二年度の利益は90ドル過大評価されている）

交換価額に基づいた仕訳からは、A 社は実際よりも過大に利益を計上していることになる、ということがわかる。つまり、第一年度についても、第二年度についても実態を正確に反映しているわけではない<sup>36)</sup>、とメイソンは批判するのである。

B 社についても、メイソンは、交換価額に基づいて仕訳を行なったとすると、その結果、もたらされる会計情報は経済的リアリティ（**economic reality**）に適合しないために信頼性に欠ける<sup>37)</sup>、とする。

## B 社の仕訳

交換価額に基づく仕訳

市場価額に基づく仕訳

## 第一年度

現金	10	現金	10
売上	10	A 社への 醸出金	90
		売上	100

（注：粗利益が90ドル過小評価されている。この金額は A 社への醸出金として考える）

（注：A 社への醸出金はその性質に従って処理する）

36) *Id.*37) *Id.*

### 3. 非アームズレングス取引の測定

上述の仕訳例において、**non-arm's-length** 取引を測定する基準は市場価額である、ということが示唆された。以下では、この問題についていさ少し検討することにする。

本章のこれまでの議論によれば、取引は公正価値によって記録されるべきであるが、客観性及び検証可能性の必要性の観点から交換価額が用いられている、と結論することができる。つまり、客観性及び検証可能性の要請によって、交換価額を用いるにあたって、交換価額は市場価額の客観的証拠であるという前提を立て、さらに、市場価額は公正価値の客観的証拠であると考えるのである。しかし、**non-arm's-length** 取引においては、交換価額は、市場価額、ひいては公正価値の客観的証拠である、と考えることは困難である。**arm's-length** 取引においては、買主売主間の対立的利害関係が存在するからこそ、価額は価値の証拠たり得るのである。ただ、ここにいう価値とは必ずしも公正価値ではないが、しかし、少なくとも公正価値を表わす最も客観的な証拠なのである。**non-arm's-length** 取引においては、交換価額は、公正価値の決定要因以外の要因によって決定されることになる。会社間取引においては、かかる要因は、例えば、内部的支配に基づく管理目的によるもの、子会社・事業部等の評価・動機付けに基づくもの、租税法の影響、さらに内部取引における関税評価、為替管理といった、移転価格における価格設定要因に基づくものと考えてよい<sup>38)</sup>。これらの要因に基づいて決定された価額は公正価値を反映するものとは考えられない。

**non-arm's-length** 取引においては、この移転価格の価格決定方法によって取引価額が決定されることになるのであるが、そこで得られた価格が**non-arm's-length** 取引を記録するのに妥当な基礎であると考えられる場合もある。財務会計において、**non-arm's-length** 取引における現実の交換価額を交換された資源の測定基準として妥当なものとして受け入れる背景には、会計的測定が検証可能なものであるべきだ、という配慮があるのであ

38) See *id.* at 113.

る<sup>39)</sup>。**non-arm's-length** 取引において交換価額を用いるという立場における根拠の一つとして、交換価額が仮に妥当性を欠くとしても、交換価額に代わるべき具体的測定基準が設定されていない、という点がある。すなわち、**non-arm's-length** 取引の測定基準として **arm's-length** 基準を用いることが理論上支持されるとしても、測定実務の観点から、そのような仮定的な取引価額を測定評価することが困難ないしは検証可能性に欠ける場合には、現実の交換価額を用いざるを得ない、と考えることができるのである。

**non-arm's-length** 取引の測定基準を設定するにおいて、次のことが留意されるべきであろう。すなわち、今日の財務会計の測定対象は公正価値ではあるが、その層性の測定基準は客観的かつ検証力あるものでなければならぬ、という点である。トーマスは、**arm's-length** 価額が用いられる場合を除いて、今日用いられている移転価格設定方法は恣意的（操作の余地がある）<sup>40)</sup>、と主張している。いわく、客観的、すなわち偏向から開放された価額とは、まさに **arm's-length** 価額に他ならず<sup>41)</sup>、そのコロラリーとして **arm's-length** 価額は恣意性を排除するために必要である<sup>42)</sup>、という。トーマスの結論は移転価格に向けられたものではあるが、本稿の主題とのかかわりにおいても注目されてよい。

**arm's-length** 価額が客観的基準であるとしても、そのことによって必ずしもあらゆる場合に公正価値の測定基準として適切である、というわけではない。ムーニッツの第二要件、第三要件によって、客観性、検証可能性に欠

---

39) *Id.* at 114. もっとも、ペイトン=リトルトンは、検証力ある客観的証拠について次のように述べている。いわく、「英国における職業的な監査の初期の発展がもたらした重要な貢献の一つは、記録された取引を裏づける客観的な証拠の重視であった。記録された収益は、相互に独立した当事者間の真実の販売から作製された客観的な証拠を基礎としてのみ有効とせられた」。PATON, W. A. & A. C. LITTLETON, AN INTRODUCTION TO CORPORATE ACCOUNTING STANDARDS 18 (1945).

40) Thomas, *Transfer Prices of the Multinational Firm: When will They be Arbitrary?*, 7 ABACUS 40 (1971).

41) *Id.*

42) *Id.*

ける、とされる場合も存在し得ると考えられるのである。この場合には、現実の交換価額を用いるべきこととなろう。

#### 4. アームズレングス基準の問題点

これまでの考察により、**non-arm's-length** の取引の測定基準として、**arm's-length** 基準を用いることによって、会計上の認識・測定を行なうべきである、ということが明らかにされた。支配従属関係にある当事者間の取引は、あたかも独立した当事者間で行なわれた取引であれば請求されたであろう価額を用いることによって、測定すべきである。しかし、この見解は、残念ながら、我が国のみならず、米国やカナダの現在における会計理論の通説的立場においても、また実定会計基準においても現実には支持されていない。そこで、以下ではこの **arm's-length** 基準の限界について触れることとする。

**non-arm's-length** 取引の測定基準として **arm's-length** 基準を用いることの問題点は、大分して四つの観点から議論し得る。第一に、現実の交換価額以外の基準を用いることが目的適合性に欠けているのではないか。第二に、会計は「仮定的」な基準に基づいて測定されるべきではないのではないか。第三に、現実の交換価額以外の基準を用いることによって、経済的・社会的デメリットがあるのではないか。第四に、実際的な観点からの批判として、仮に **arm's-length** 基準を用いるとしても、具体的な取引において **arm's-length** 価額を測定、算定することが困難ではないか。ここでは、第四の問題点に力点をおきつつ考察する。

第一の、目的適合性。現実の交換価額以外の基準による財務情報は、財務報告書の利用者の要求とのかかわりにおいて目的適合性に欠けるのではないかという批判について、メイソンは、企業が必ずしも一般目的のための報告書を作成するに止まる必要はない<sup>43)</sup>、という。既に検討してきたように、現在の会計モデルによれば、取引は公正価値に基づいて記録されるべきであ

---

43) MASON, *supra* note 6, at 115.

り、この考えのもとには、このような基準こそが利用者の要求と目的適合性を有するものに他ならないものなのである、という考え方がある。

第二の「仮定的」な基準ではないか、という点について。メイソンは、**arm's-length** 基準によって測定されるべき取引とは決して仮定的な取引を想定しているわけではなく、実際に何が行われたのかを認識しようとしているのである<sup>44)</sup>、という。会計における事実認識上の実質主義の観点から **arm's-length** 基準を把握しようとするのである。この点については反批判がありうる。というのは、“**arm's-length**” という観念には支配従属関係にある取引ないしはそのような関係自体に着目することによって、「仮に」そのような支配従属関係が存在しなかったならばどのような結果が生じていたか、を基準として効果を考えていこうとする発想方法だからである。むしろ、第二の問題点に対する解は、会計に内在する「相対的真實性」の観点から導き出されるべきである。

第三の経済的・社会的影響の観点について。関連当事者間取引を **arm's-length** 基準に基づいて測定する場合の経済的・社会的影響についても言及しなければならない。かかる影響は二つの側面を有する。まず第一に、直接的影響である。直接的影響には、例えば、課税面における影響がある。ある企業が **arm's-length** 基準に基づいて測定された財務報告書を作成することによって、そうでなければ負わなかったであろう課税に服することも考えられる。この点は、特に、彼我の移転価格税制における問題点として指摘しておかなければならない。間接的影響としては、例えば、**arm's-length** 基準に従うことで、企業の収益性が悪化し銀行融資を受けることが困難になる場合がある。しかし、会計の機能的側面においてその性質が社会的・経済的に望ましいものであるべきだ、ということがいえるならば、そのような「望ましさ」は、誰の観点から判断されるべきであろうか。メイソンは、**arm's-length** 基準のもたらす経済的・社会的影響は、より広い観点から判断されるべきだ<sup>45)</sup>、とするのである。

---

44) *Id.* at 116.

第四の **arm's-length** 価額の側定・算定の困難性について。**arm's-length** 価額の算定にあたってその困難性が重大なものであるとするならば、このような基準を用いるについての実際上の問題であるだけでなく、基準の理論的妥当性を喪失することになる。本稿においては **arm's-length** 基準を用いるべき点について、その根拠をもっぱら **arm's-length** 価額が公正価値の客観的測定基準たる点に求めている。しかし、メイソンによれば、このような基準を常に用いるかどうかについては、そのような **arm's-length** 価額の妥当な証拠が存在する場合にのみ、現実の交換価額に代えて用いるべきだ<sup>46)</sup>、という。直接的な比較可能性を有する取引——比較可能な独立取引——が存在する場合に初めて、**arm's-length** 価額の証拠の妥当性が担保されるのである。このような取引が存在しない場合には取引価額を離れてありうべき取引価額を推定、つまり、**arm's-length** 価額を評価しなければならなくなる。この場合には、当該評価の客観性及び検証可能性についてさらに検討しなければならなくなる。実は、この比較可能な取引の存在については、先に触れた移転価格税制の執行面における問題の一つとして長年議論されてきているのではあるが、そこでも必ずしもそのような取引が参照し得ない場合が多く、一種の推計に頼らざるを得ないことが指摘されているのである<sup>47)</sup>。

---

45) *Id.*

46) *Id.* at 119.

47) *See e.g.*, G. A. O., Comptroller General of the United States, Report to the Chairman, House Committee on Ways and Means, Key Issues Affecting State Taxation of Multijurisdictional Corporate Income Need Resolving 31 (Washington, D. C.: U. S. General Accounting Office, July 1, 1982); G. A. O., Comptroller General of the United States, Report to the Chairman, House Committee on Ways and Means, IRS Could Better Protect U. S. Tax Interests in Determining the Income of Multinational Corporations 50 (Washington, D. C.: U. S. General Accounting Office, Sept. 30, 1981); Office of the Secretary, Department of the Treasury, The Chairman's Report on the Worldwide Unitary Taxation Working Group: Activities, Issues, and

商品、とくに、特別な生産過程や手続きを経ることなく生産される商品については、**arm's-length** 価額を算定するのは比較的容易であるが、役務の場合、とりわけ特許権の使用といった排他的に提供されることの多い場合には、そのような価額を算定することは容易ではない。また人的役務についてもこのような困難性が存在するのである。経営指導、マネジメントその他のコンサルティング等の人的役務については、その役務の質的内容次第で取引価額が大きく影響を受ける。子会社が、親会社から受けた経営指導を無価値であると考えられる場合もある。移転価格の観点からいえば、このような価格の設定は主として市場価額又は原価を基準として算定されていることが、既に英米における移転価格の設定条件に関する実証研究から明らかにされている<sup>48)</sup>。筆者は、関連当事者間取引の測定基準として **arm's length** 基準を

---

Recommendations 8 (July 1984), *reprinted in* Office of the Secretary, Department of the Treasury, The Final Report to the Worldwide Unitary Taxation Working Group: Chairman's Report and Supplemental Views (Aug. 1984).

- 48) See e.g., MULTINATIONALS AND TRANSFER PRICING (Rugman, A. M. & L. Eden ed. (1985); R. G. ECCLES, THE TRANSFER PRICING PROBLEM-A THEORY FOR PRACTICE (1985); R. Y. W. TANG, MULTINATIONAL TRANSFER PRICING-CANADIAN & BRITISH PERSPECTIVES (1981); R. L. BENKE & J. D. EDWARDS, TRANSFER PRICING: TECHNIQUES AND USES (1980); S. R. PLASSCHAERT, TRANSFER PRICING AND MURTINATIONAL CORPORATIONS-AN OVERVIEW OF CONCEPTS, MECHANISMS AND REGULATIONS (1979); R. Y. W. TANG, TRANSFER PRICING PRACTICES IN THE UNITED STATES AND JAPAN (1979); J. S. ARPAN, INTERNATIONAL INTER CORPORATE PRICING, NON-AMERICAN SYSTEMS AND VIEWS (1972); Roland, *Responsibility Accounting and Transfer Pricing: Approach with Caution*, 60 MGMT. ACCT., Jan 1979, at 25; Cowen, et al., *Multinational Transfer Pricing*, 60 MGMT. ACCT., Jan. 1979, at 17; Kent, *Transfer Pricing for the Cost of Funds in a Commercial Bank*, 60 MGMT. ACCT., Jan. 1979, at 23; Richard, *Transfer Pricing Accounting for MNCs'*, 59 MGMT. ACCT., Jan., 1978, at 34; Tang, et al., *Transfer Pricing-Japanese vs. American Style*, 60 MGMT. ACCT., Jan. 1979, at 12; Alex, *International Transfer Transactions; What Price?*, 109 CA MAG., Dec. 1976, at 22.

用いる場合の最大の問題点は、この測定可能性如何と考えている。

### Ⅲ 関連当事者間取引の開示の問題点

現在、SFAS 57号では一定の関連当事者間取引の開示を求めている。関連当事者間取引を開示することについては、企業の財務情報の開示についての一般的な観点からの問題点の検討を行うことができる。いうまでもなく、米国をはじめ英米諸国における現在の実定会計基準では、我国におけるよりも詳細な財務情報の開示が求められているのであるが、そこでの基本的な考え方は、まず第一に、財務報告書がその利用者に誤解を与えるのを回避するために必要な情報を開示すべきである、というものである。スキナーは、財務アナリストの観点から、このような考え方がより実証的に主張することが可能であるとしつつ、「そのような情報は、それが分析を支援するが故に、開示されるべきである」<sup>49)</sup>という。財務情報の開示を支える第二の観点として、企業が行った取引に経営者の利害の衝突が見られる場合には、当該取引及びその結果生じる貸借対照表項目についての開示が特に求められるべきである、という点がある。このような範疇に属する取引には、例えば、経営者に対する報酬の支払い、金銭の貸し付け等がある。また、スキナーは、これら二つの観点だけではなく、さらに二つの問題について指摘している。いわく、「開示は当該実体に不利益な危機的影響を与えるべきではないが、別の観点からは、追加的情報の開示が基本的報告書の読解可能性 (readability) 及び理解可能性 (understandability) と衝突しない限り限界を有するべきではない」。<sup>50)</sup> また、開示についての費用便益 (cost vs benefit) の点も触れておかなければならない。以下では、関連当事者間取引の開示について、四つの観点からその問題点を見ることにしよう<sup>51)</sup>。

---

49) SKINNER, *supra* note 5, at 229.

50) *Id.* at 229.

51) 本章は、もっぱらメイソンの所説を参考にした。MASON, *supra* note 6, Ch. 9.

### 1. 利用者の観点

前章で検討した、独立実体の仮定（すなわち、会計実体は別個独立の実体である、という仮定）のコロラリーとして、ある会計実体の行った取引はすべて当該実体から明確に切り離されかつ独立した実体との間において行われたものであるという仮定が導き出される。この第二の仮定が成立しない場合には、問題となった取引について企業情報が開示されるべきであって、それ故に財務報告書の利用者に誤解を招かないようにすることが可能となるのである。従って、財務報告書の利用者が誤解をしないようにするためには——つまり、「取引その他の事象に関する、企業の収益力を予測し、比較を行い、さらに評価を加えるために有益であろう事実的及び解釈的な情報」<sup>52)</sup>を提供する、という目的を実現するためには、関連当事者間取引が開示されるべきである、ということになる。このことから、特に **non-arm's-length** 取引はすべて開示されるべきこととなるのである。もっとも、関連当事者間で行われた取引が非関連当事者間においても行われる可能性が存在したか否か、仮にそれが肯定されるとしても、そのような取引が **arm's-length** に行われたか否かをどのように判断するのか、についての問題が生じる。

支配従属関係にある当事者（関連当事者）は、そのような支配従属関係にないかの如く取引を行う、すなわち **arm's-length** に取引を行うことは可能である、ということが概念的には肯定されるが、現実に行われた取引が **arm's-length** 取引であるか否かを判断するのが困難な場合がある。この場合考慮されるべき要素には、(1) 取引当事者の関係及び具体的取引における威圧の程度、(2)（例えば競合的な条件において交渉が行われたか否かといった）取引における当事者の交渉の方法、がある。上述のように、財務報告書の利用者が誤解をしないように、少なくとも **arm's-length** 取引が行われな

---

*See also, Hewitt, Developing Concepts of Materiality and Disclosure, 32 Bus. Law. 887 (1977).*

52) AICPA Study Group on the Objectives of Financial Statements, Objectives of Financial Statemets 34 (Oct. 1973).

かった場合には、関連当事者間取引はすべて開示されるべきである、つまり、**arm's-length** に取引が行われなかったことによって財務報告を行う当事者がどのような影響を受けているかについて利用者が理解することができるように、当該取引に関する情報が開示されるべきなのである。利用者は、取引が **arm's-length** に行われたという前提において財務報告書を理解しようとするからである。取引当事者の関係次第では、当該関連当事者間取引とは異なる取引条件において当該取引が行われたか、それとも根本的に取引が行われなかったかも知れない、という点で、取引当事者の関係が財務報告書に影響を与える可能性が存在するのである。もっとも取引が事業の通常の過程において行われ（つまり、取引当事者の関係とは無関係に取引が行われる可能性が高い）、独立した当事者間における取引と実質的に同視し得る場合には、**arm's-length** に行われなかったということが財務報告書に与える影響は、必ずしも利用者に誤解を与えるものとはいえない場合がある。メイソンはこの例として事務用品の購入をあげている。メイソンの所説によれば、このような場合には、利用者の誤解を回避するために関連当事者間取引が開示されることは、必ずしも必要ではない<sup>53)</sup>、とするのである。SFAS 57号の公開草案では<sup>54)</sup>、「利用者が財務報告書を理解するのに必要な」<sup>55)</sup>取引についてのみ開示を求めるものとしていた。SAS 6号3節脚注4では、現行SFAS 57号2節におけるように、「本基準書の目的上、報酬の取極め、諸手当その他事業の通常の過程における類似の項目は、関連当事者間取引とはみなされえない」<sup>56)</sup>としていたが、公開草案においては利用者の観点から、開示されるべき取引の範囲を画そうとしていたのである。その点について、コメ

---

53) MASON, *supra* note 6, at 126.

54) FASB, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Related Party Disclosures, Exposure Draft (Nov 6, 1981), *reprinted in* FASB, PUBLIC RECORD, STATEMENT OF FINANCIAL ACCOUNTING STANDARDS No. 57: RELATED PARTY DISCLOSURES 1 (1982).

55) *Id.* para. 10.

56) AICPA, Statement on Auditing Standards No. 6 (SAS No. 6), Related

ントレーターでは、公開草案の基準を具体的取引に対して適用することが困難であることが指摘されると同時に、SAS 6号の基準が削除されたことによってすべての取引が開示されるべきことを求めるものとして理解される、といった混乱を招くこととなった<sup>57)</sup>。結局 FASB は、関連当事者間で行われる取引を開示することと支配従属関係を開示することが異なった目的に立つものではないとし、新たな重要性の概念を導入することを意図したものではないとの立場に立ちつつ、利用者の観点からのアプローチを放棄せず、従来の SAS 6号と同じ「事業の通常の過程」を基準として用いることとした<sup>58)</sup>。

## 2. 経営の観点

関連当事者間取引の開示の第二の問題点は、取引の開示を行う実体と当該実体の経営者の間の利害の対立を伴う取引に関するものである。経営者との利害の対立を伴う取引について開示を求める根拠は、財務報告書の目的、す

---

Party Transaction, para. 3 n. 4. (July 1975). *Compare*, International Federation of Accountants, International Auditing Practices Committee, International Auditing Guideline, Related Party Transactions (Exposure Draft No. 18, July 1983). *See generally*, Walton, *Who is Related Party?* CERT. ACCT., May, 1982, at 30; New York State Society of Certified Public Accountants, Financial Accounting Committee, *Comentary on Current Developments in Accounting (Accounting and Auditing)*, 51 CPA J., Sept. 1981, at 87; *When Parties are Related*, 113 CA MAG., April 1980, at 18; King, *Medicare Regs Threaten Controlled Providers*, 9 MOD. HEALTHCARE, June 1979, at 58; Guy, *SAS No. 6 Flowchart (Practitioners Forum)*, 144 J. ACCT., July 1977, at 40; Pugh, *Related Party Transactions*, 143 J. ACCT., March 1977, at 39; King, *Summary of Auditing Standards No. 6: Related Party Transactions*, 21 NAT'L PUB. ACCT., Nov. 1976, at 29.

57) Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 57, Related Party Disclosures, para. 19 (March 1982).

58) *Id.*

なわち会計責任に見出すことができると考えられる。財務報告書は、経営者の企業活動に関する報告であり、従って企業の資源を利用しかつ支配するものが会計責任を満たすものであるか否かを提示すべきである、と考えられるのである。もっとも、このような考え方を肯定するとしても、なお、利益相反的な経営者の活動をすべて財務報告書において開示すべきかどうかについては問題がある。そもそも財務報告書とは、経営者が会計責任を負うべき経済活動に関する報告書であり、しかもそれは貨幣的に表現された、いわば定量的な情報を中核とするものであるから、重要性の観点からの限界があると考えられる。この考え方は、「財務報告書の質的目的は、第一次的企業目的を効果的に達成するにあたって企業資源を活用する経営者の能力を判断するのに有用な情報を供給するということである」<sup>59)</sup>という、AICPAの立場と軌を一にする。一般的目的を有する財務報告書はありうべき経営者との利害の対立をもたらすであろう取引すべてを開示する場所としては必ずしも適切ではないという立場は、そのような取引が株主にとって関心のあるものではない、ということの意味しているわけではない。むしろ、財務報告書以外で株主に対して行われる開示において扱われるべきものである<sup>60)</sup>、とメイソンはいうのである。もっとも、かつて検討したように、現在では財務報告書に示が行われおいても、経営者との取引についても関連当事者間取引として開いているのである。

### 3. 報告実体の観点

関連当事者間取引を開示するにあたって考慮されるべき問題点として、第三に、そのような開示を行うことによって、報告を行う実体にとって好ましくない影響があるのではないか、ということが考えられる。スキナーは、このような場合に二つの影響が考慮されるべきであるという。いわく、「一つには、開示された情報によって、競合する企業が当該企業に対する優位性

---

59) AICPA, *Objectives of Financial Statements*, *supra* note 52, at 26.

60) MASON, *supra* note 6, at 128.

を得ることが助けられる、ということである。この議論は、例えば売上や営業総収益 (**gross operating revenue**) の強制的開示に反対して主張されたことがある。開示を行うことが有効性を有する場合もあるが、おそらく開示による現実の影響は、今日に至るまで文書において報告されたことはないであろう。第二の危険性として、費用又は損失引当金を開示することによって、当該実体の、利益相反的な利害関係者が損害を被る場合がある。例えば、ある企業が、租税問題に関する紛争といった訴訟に巻き込まれていたとすると、当該紛争を解決するための費用の引当金は、仮に公知のものとなった場合、債務を負うことを承認したのとして理解されてしまう場合がある。当該損失が有りうべきものと考えられる場合、当該引当金は、取り崩すことは妥当ではないが、このような状況においては、開示は最小限に止めておくべきだということが一般に認められているのである。<sup>61)</sup>

スキナーの指摘する第二の問題と類似する問題が、課税面でも考えられる。米国連邦所得課税制度においては、納税者が一定の関連当事者との間で行った取引に関連して、取引当事者、支配の内容及び取引の具体的内容について行政罰を担保として税務行政庁に情報申告書の形態において開示することを求めている<sup>62)</sup>。このような第三者によって強制的に求められた財務情報の開示によって、財務報告書の利用者は、当該実体が行った取引及び当該取引に関する会計方法について疑問を持つ場合があるのである。これが第三の問題点である。

さらに、関連当事者間取引を財務報告書において開示すべきではない、という立場としては、そのような情報を開示することによって当該企業と競合関係にある企業に情報が漏洩し、それによって当該企業が不利な立場に立たされる可能性があるのではないか、という観点からも主張される場合がある。取引の詳細な内容を開示する場合だけでなく、取引が行われたこと自体

---

61) SKINNER, *supra* note 5, at 229.

62) I. R. C. § § 6038, 6038A, 7203, *especially*, § § 6038 (b), (c), 6038A (d) (1984).; *Treas. Reg.* § § 1.6038-1 (1926), 1.6038-2 (1985), 1.6038A-1 (1985).

の開示によっても競合企業に情報を与えることになるのである。このような観点から、SAS 6号及びCICAハンドブック3840では、取引の範囲、価格その他の取引条件に関する具体的内容の開示は、それらが公知のものである場合に限って求められていたのである<sup>63)</sup>。

#### 4. その他の問題

関連当事者取引の開示については上述の三つの観点に加えて、開示の程度、開示に要する費用と開示によって得られる便益とのバランスの問題を論じるべきであろう。

まず関連当事者間取引の開示の程度については、財務報告書において開示される内容が必ずしも多ければ多いほど好ましいものであるわけではない。蓋し、それによって財務報告書の利用者が財務報告書を理解するのが困難になる可能性があるからである。特に利用者が企業会計に関する専門的訓練を受けた財務アナリストでない場合には、関連当事者間取引が財務報告書に与える影響について理解するのが困難になるといってよいであろう。従って、開示の程度は、一般利用者の観点からも限界を有している<sup>64)</sup>。

関連当事者間取引を開示する場合において、開示についての費用便益の問題がある。財務報告書において行われる企業情報の開示が、開示を行うために必要な費用を考慮せずに行われるわけでない。開示される情報を利用者が既知っている場合や利用者の意思決定とは無関係な場合には、関連当事者間取引の開示が利用者にとって財務報告書としては有用でないことになると考えることができる。従って、財務報告書における開示は、利用者がそれらを必要としているかどうかによってその内容が異なったものとなることが考えられる。例えば、小規模企業ないしは閉鎖的企業の財務報告書における開示は、取引所上場企業のそれに比べて、その内容においてより限られたもの

---

63) SAS No. 6, *supra* note 56 para. 16; CICA Handbook, § 3840, Related Party Transactions-Disclosure Considerations, para. 3804.13 (April 1979).

64) MASON, *supra* note 6, at 130.

であると考えらる。関連当事者間取引の概念に、経営者と企業の間で行われた取引を包含する本稿の立場によれば、そのような取引を開示することは小規模・閉鎖的企業においては必ずしも必要ではない。蓋し、利用者はおそらく当該経営者を中心とする比較的少数の利害関係人に限られるからである。企業の規模によって、関連当事者間取引が開示される必要性が左右されると考えられる。従って、このような企業においては開示に要する費用が開示によって得られる利益を上回る場合があるのである<sup>65)</sup>。

## 結 語

本稿では、近時求められている関連当事者間取引の開示の問題を、米国での議論を中心に理論的側面から考察してきた。筆者は、SFAS 57号「関連当事者間取引の開示」について、会計公準論における企業実体の公準ないしそのコロラリーとしての独立実体の仮定、および交換公準の内的原理としてアームズレングスの観念を捉え、広く関連当事者間取引の会計的問題を議論すべきではないかと考える。問題は、アームズレングスの観念を会計公準論における基礎的観念としつつも、その沿革について、必ずしも会計固有の観念とはいえないというところにあると思われる。その意味では会計理論と、少なくとも商法・証券取引法、租税法といった法分野における法理論との、理論面での整合性ある比較研究が必要であろう。企業実体の公準についても、株式会社という概念が果たした役割は大きいのである。

また、企業情報の開示自体の問題として関連当事者間取引の開示を捉えた場合には、開示される情報の有用性が当然検討されるべきである。それは、一方で当事者間での利益（所得）配分という企業内部の現象と、他方で情報の存在という、今日の実証理論が焦点をあてる二つの問題点と符合し、そのような理論からの接近が不可欠だからである。この場合には、関連当事者間の開示基準の有無とは一応切り放した問題として、現実如何なる情報が開

---

65) *Id.* at 130-132.

示されているのかの実証的比較研究が必要である。もっとも、測定基準での議論を放棄することは避けるべきであろう。